

29監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年11月15日に福岡市長から公の施設の指定管理者監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月18日

福岡市監査委員	打越基安
同	山口剛司
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

29 監査公表第7号（平成29年5月25日付 福岡市公報第6396号 公表）分 … 4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 社会福祉法人敬養会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 公の施設の管理運営業務について適切に履行するよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、当該施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成26年度、同27年度及び同28年度の福岡市立老人福祉センター早寿園の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、公の施設の管理運営業務においては、基本協定書等に基づき、利用者や職員の安全確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態を保持するよう注意されたい。</p> <p>(ア) 平成26年度、同27年度及び同28年度における受水槽の点検結果の報告書において、排水管が排水枡に直結して</p>	<p>公の施設である老人福祉センター早寿園の安全確保や衛生管理への配慮及び快適に利用できる状態保持については、平成29年4月1日より、早寿園業務マニュアルを改訂し、年度ごと等の確認内容を明記した。今後、同マニュアルに基づいて計画的な確認に努める。</p> <p>老人福祉センター早寿園における受水槽の点検において、排水管が排水枡に直結しており判定が不可である状態のまま対応を行っていなかったことについては、直ちに点検委託業者と適切な対応方法について協議したところ、受水槽の排水管は排水枡に直結しておらず、委託業者の報告書の記載が誤っていることが判明した。直ちに点検結果報告書の補正を指示し、判定結果を可に修正させた。</p>

<p>おり判定が不可であることなどが繰り返し記載されていたが、点検結果を確認しないままとなっており、市へ報告するなどの対応を行っていなかった。</p> <p>当該判定は、水槽内に排水が逆流することを防ぐための基準によるものであり、実際に逆流する可能性は低いことが判明したが、利用者の安全に関わる事項であるため適切な対応を行うべきであった。</p>	
<p>(イ) AED(自動体外式除細動器)については、救命処置のための医療機器であることから、消耗品であるバッテリーや除細動パッドの有効期限などについて日ごろから点検し、いつでも使用できるように管理する必要があるが、実査日(平成29年1月12日)現在、除細動パッドの有効期限から約10か月が経過しており、適切な管理を行っていなかった。</p>	<p>老人福祉センター早寿園におけるAEDの除細動パッドについては、平成29年3月3日、AED本体の交換が行われたため、消耗品も新しいものになった。</p>
<p>イ 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に対し所管課として適切にモニタリングを実施するよう注意を求めるもの</p> <p>市は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービス水準が市の要求基準を満たしているかどうか等について点検し、評価するモニタリングを実施しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成28年度の福岡市立老人福祉センター「早寿園」ほか4施設の指定管理業務に係るモニタリングにおいて、市職員が実地に赴き、管理運営業務</p>	<p>基本協定書に基づく定期実地調査については、平成28年度において平成29年2月と3月に業務及び経理に関する実地調査を各1回実施した。また、平成29年7月25日に、「平成29年度モニタリング実施方針」を定め、平成29年8月及び平成30年3月に定期実地調査を行う予定である。</p>

<p>が仕様書等に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを調査・確認する「定期実地調査」について、基本協定書第40条第2項第1号では、「6か月に1回実施すること」と規定しているが、実査日(平成29年1月25日)現在、実施していなかった。</p> <p>所管課として、協定書等に基づき適切な時期に、効果的なモニタリングを実施するよう注意されたい。</p> <p>(保健福祉局高齢社会政策課)</p>
--

2 博多港ふ頭株式会社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>公の施設の消防用設備点検結果について所管課として必要な措置を講じるよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設の管理について、市は施設の管理者として利用者の安全確保に努めなければならない。しかしながら、平成28年3月に実施された博多港の港湾施設の消防用設備点検で、消火器具など86件について不良箇所があり、修繕や取替を要するとの報告が挙がっていた。これらの不良箇所の中には、過去の点検報告書でも繰り返し指摘されているものもあり、中でも泡消火設備のベルについては、平成17年3月から不鳴動及び音圧不足を指摘されていた。所管課は指定管理者から消防用設備の不良箇所の報告を受け、指定管理業務の「上屋消防設備改修業務」により指定管理者に対応させている箇所もあったが、施設の老朽化に対する修繕が優先され、多数の消防用設備の不良箇所が対応されず残っていた。</p> <p>消防用設備については、火災発生時に被害拡大を防ぐ上で重要な設備であることから、早急に適切な対応を図られたい。</p>	<p>消防用設備の不良箇所86件については、全ての対応が完了した。</p> <p>今後は点検結果において不良箇所が報告された際には、速やかに対応を行っていく。</p>

(港灣空港局港營課)